

広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業実施要綱

(総則)

第1条 知事は、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目指し、がん患者がウィッグを購入した場合、その購入費用の一部に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、がん患者の心理的及び経済的負担の軽減を通じて、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 この事業による助成金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時に広島県内に住所を有すること。
- (2) がんの治療を受けたこと又は現に受けていること。
- (3) がんの治療により脱毛が生じた又は生じるおそれがあり、その脱毛による外見の変化を補完するために、第4条に定めるウィッグを購入したこと。

(助成対象ウィッグ)

第4条 この事業による助成金の対象となるウィッグ（以下「対象ウィッグ」という。）は、全頭用のウィッグ及びその装着に必要な頭皮保護用のネットとする。なお、その他の付属品及びケア用品等は対象外とする。

- 2 対象者は、複数のウィッグを、対象ウィッグにすることができる。ただし、第7条第2項の規定により申請は1回にまとめて行わなければならない。

(助成対象費用)

第5条 この事業による助成金の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、前条に定める対象ウィッグの購入費用の合計額とする。

(助成金額)

第6条 この事業による助成金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額（5万円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(申請)

第7条 この事業による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島県がん患者ウィッグ購入費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、対

対象ウィッグを購入した日（以下「購入日」という。）から1年以内に知事に申請しなければならない。なお、複数のウィッグを対象ウィッグとして申請する場合は、最初に購入した対象ウィッグの購入日から1年以内に申請しなければならない。

- (1) 対象ウィッグの購入に係る領収証
 - (2) 脱毛が生じる又は生じるおそれがあるがんの治療を受けた又は現に受けていることが分かる書類
 - (3) 対象者及び申請者に係る住民票の写し（原本）
 - (4) 助成金の振込先口座が確認できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項に定める申請は、対象者1人につき1回を限度とする。

（交付決定等）

第8条 知事は、前条に定める申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと決定したときは、広島県がん患者ウィッグ購入費助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、当該助成金を申請者に支払う。

- 2 前項に定める審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、その理由を記した広島県がん患者ウィッグ購入費助成不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（交付決定の取り消し等）

第9条 知事は、この要綱に違反し、又は虚偽その他の不正な手段等によりこの助成金の交付を受けたものと認めたときは、前条第1項に定める交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（助成台帳）

第10条 知事は、第8条に定める交付決定等の状況を明らかにするため、広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業管理台帳（様式第4号）を備え付け、適正に管理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に購入された対象ウィッグから適用する。